

# 実際の設計変更データを用いた公共工事標準請負契約約款の 論理性と透明性に関する研究

武蔵工業大学 学生会員 渡邊知英  
高知工科大学 フェロー会員 草柳俊二

## 1.はじめに

1996年1月世界貿易機構（WTO）政府調達協定が施行され、我が国の建設市場は世界に開かれたものとなった。これからも、技術者が主体となって行う定量的分析に基づく契約管理技術が必要となってくると言われている<sup>1)</sup>。

よって本研究は、国内における建設工事で発生した設計変更の実例に基づいて、我が国の公共工事標準請負契約約款（以下、標準約款とする。）の内容及び、約款の論理性と透明性について明らかにすることを目的とした。また、我が国では、なぜ厳密な契約条項を持った約款がなくとも工事が遂行できるのか、ということについても追求した。

## 2.国内外の標準約款比較

### 2.1 比較目的と方法

標準約款と国際コンサルティング協会の契約約款第4版第 部基本条件書（以下、FIDIC 約款とする。）を用いて比較を行った。このとき、両約款の違いと言われている<sup>1)</sup>国際性、信義則及び対等性、契約構造、契約形態、工程管理の5点に着目し、比較することで差違及び近似点を確認した。また、確認事項以外で両約款に違いが見られるのかを慎重に検討した。

### 2.2 比較結果及び考察

FIDIC 約款には、標準約款のように「信義則」の基盤を持ち、契約当事者の信頼に基づき問題を解決すると思われる条項を見出すことは出来なかった。この結果から考察すると、FIDIC 約款は、発注者及び請負者が「不信頼の領域」<sup>1)</sup>に在るという想定の下に成り立ち、エンジニアという中立機能を担った第三者を介在させ、問題の解決機能を満たす構造としていることが解った。

また、標準約款に比べ FIDIC 約款の各条項には、新たに発生する事象に対して対処すべき方向を示した記述が多く存在した。このことは、FIDIC 約款が、エンジ

ニヤそして発注者及び請負者に互いの権利と義務を明確にさせることで、問題の発生事実に沿った、主張と解決を求めていると考えられた。だからこそ、“経過の管理を重要視する必要がある”ということが理解できた。

## 3.標準約款と実際の現場で行われた設計変更処理過程の照合

### 3.1 照合目的と方法

実現場の設計変更データより実際に現場で行われた設計変更処理過程を分析した。設計変更データの一部を図-1、2に示す。次に、同様のデータを用いて、標準約款の条項に従い実施されるべき設計変更処理過程を導き出した。その後、この両者を照合することで、標準約款の各条項が、実現場における処理過程のどのような箇所での役割を成しているのかを明らかにした。

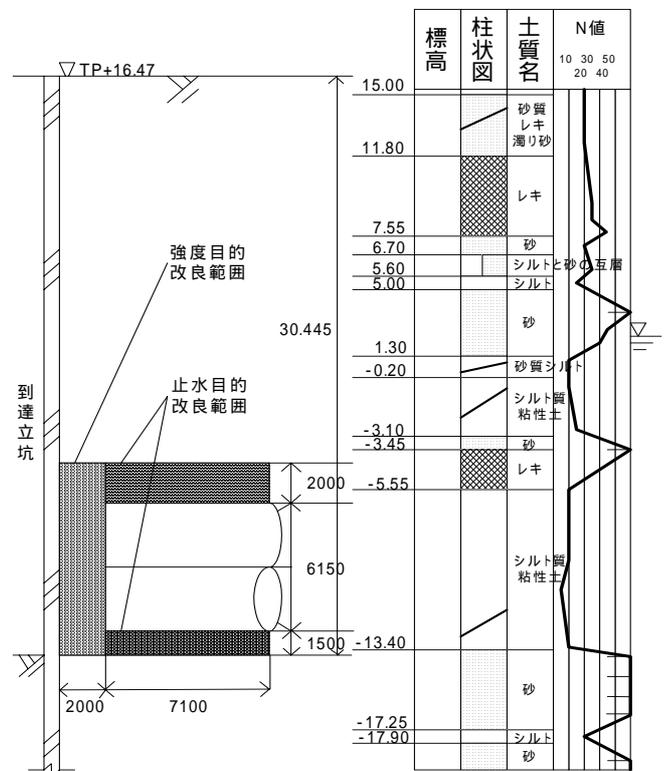


図-1 原設計地盤改良図

キーワード：論理性、透明性、経過の記録、公共工事標準請負契約約款第3条、信義則

連絡先：〒158-8557 東京都世田谷区玉堤 1-28-1 武蔵工業大学地盤工学研究室 Tel & Fax 03-5707-2202

3.2 照合結果及び考察

実際の現場において、対象工種はシールド掘進中に同時施工が可能のため工期の変更は行われなかった。そのため、条件および請負代金額の変更に関する照合を行った。条件変更は第18条、請負代金額の変更は第24条(B)の各条項に沿った実務処理がなされており、協議結果として施工計画書等の明確な書面が残されていた。

しかしながら、経過の記録という観点では全てが明確には残されておらず、第三者の見地から見た場合に経過の過程が見出し難いと考えられた。

4. 標準約款と FIDIC 約款の設計変更処理過程の比較

4.1 比較目的と方法

標準約款と同様に、実現場のデータを用いて FIDIC 約款の設計変更処理過程を導き出し、両約款を用いた設計変更発生の際と条件、工期、請負代金額の各種変更、そして、請負代金の支払という5分野の処理過程を比較した。本比較を行うに当たり着目した点は、問題解決の過程が条項に適合しているか、経過記録が残される構図となっているかという2点とした。

4.2 比較結果及び考察

経過の記録において、両約款の処理過程を比較したとき標準約款は、発生問題処理の協議の結果記録はあるものの、経過の記録が明確に残される条項構造となっていないと感じた。標準約款の骨格とも言える「発注者及び請負者による協議」においても、協議決定内容を発注者が明確に請負者に通知確認を行わないといった実態からみても、上述のことは裏付けできる。

また、問題解決の処理という点において、両約款の請負代金支払処理過程では、契約形態及び支払方法の違いが認められたものの、他の処理過程においては、両約款に大きな差違は見受けられなかった。しかし、標準約款は設計変更によって発生した問題の処理に適合する条項が迅速に見出せず、契約条項に沿った処理が行い難いと感じた。

5. 標準約款に関する考察 - 工事管理の透明性と契約管理の論理性からみた分析 -

研究対象としたプロジェクトでは、標準約款の条項構造を踏まえ経過記録を明確に残すことなく工事が遂行されたと考えられた。標準約款 第3条 請負代金内訳書及び工程表 には「内訳書及び工程表は甲及び乙を拘束するものではない」と記載されている。この条項から、

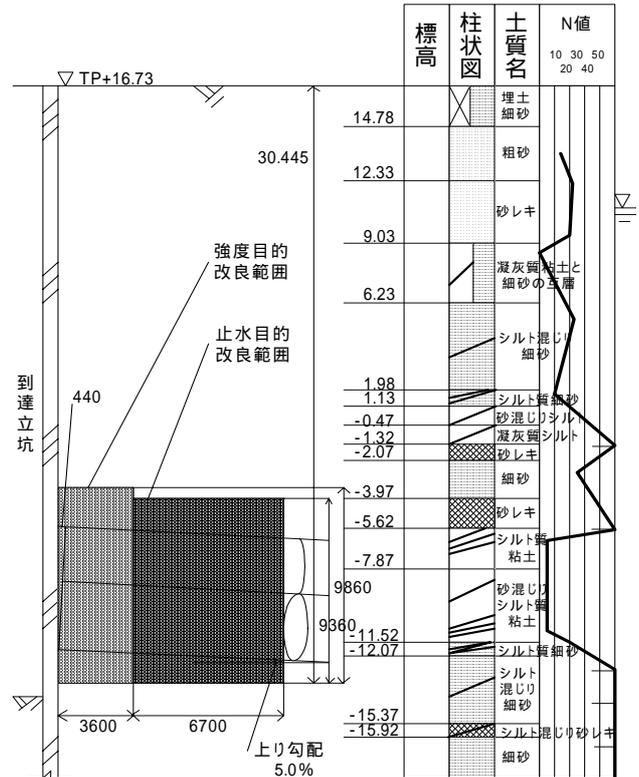


図-2 設計変更地盤改良図

“契約総額”と“完成期日”以外に、契約の両当事者を拘束するものはないということが判断できた。これより、契約総額と完成期日さえ遵守されていれば、“あいまいな契約管理”で何ら問題がなく工事を遂行することができると考えられた。

また、標準約款第3条は、我が国の契約形態である一式総価請負契約に深く関わっていると考えられた。さらに、この独特な基盤を持つ約款の根源には、信義則の存在が影響を与えているのではないかと感じた。

6. まとめ

我が国の標準約款は、信義則等の独特な基盤の上に成立つと言われており、本研究を通して改めて確認した。これらの影響から FIDIC 約款に比べ、問題解決の過程が明確に条項で記されておらず、経過記録が残される構図となっていないことは確認できた。このことから、標準約款と我が国で行なわれている契約管理は、透明性、実証説明機能 (accountability) といった観点からすると課題が残されていると考えられた。

謝辞：本研究を行うにあたり、武蔵工業大学の片田敏行教授と末政直晃助教授には多大なご助言とご協力を頂きました。心よりお礼申し上げます。

参考文献：1) 草柳俊二：21世紀型建設産業の理論と実践 山海堂 2001.4